

読み書き計算に困難さのあるお子さん対象

学校から医療機関への学習に関する情報提供票 Q & A

・この情報提供票はどのような主旨で作成したのですか？

—教育機関から医療機関に必要な情報提供を体制づくりを目的に、読み書き計算に困難さのあるお子さんが、医療機関を受診する際に、医療機関から学校での様子に関する情報提供を求められた時に活用していただく参考様式として作成しました。

・「読み書き計算に困難さのある」とは、どのような状態ですか？

—全般的に知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論するといった学習に必要な基礎的な能力のうち、一つないし複数の特定の能力についてなかなか習得できなかつたり、うまく発揮することができなかつたりすることによって、学習上、様々な困難に直面している状態^{※1}です。

・「医療機関から学校での様子に関する情報提供を求められた時に活用」と説明されていますが、活用例（記入例）はありますか？

—別紙に示しています。ご参照ください。

・保護者や本人に記入していただくことはできますか？

—可能です。ただし、保護者や本人にだけ記入を任せず、記入された内容を学校で把握、共有し、支援に活かすことが大切です。医療機関等への情報提供の際には、学校長がその内容を確認し、責任をもって提供できるようにしてください。

・初診時に医療機関等への情報提供として使えますか？

—使えます。情報提供の際には、事前に医療機関等へ情報提供する旨お知らせください。医療機関等によっては、医療機関等で指定の様式がある場合もありますので、あらかじめ医療機関等へご確認ください。

・本票に関する問い合わせ先はどこですか？

—本票作成の経緯や主旨等については長野県県民文化部こども若者局次世代サポート課、本票に係る活用の仕方については長野県教育委員会事務局特別支援教育課へお問い合わせください。

※1 平成25年10月4日付け25文科初第756号初等中等教育局長通知、
障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～（令和3年6月30日 文部科学省）